

平成25年度ふくしま産業復興企業立地補助金概要

	要 件	摘 要															
補助対象事業など	対象業種の企業が行う補助対象施設の新増設のうち、次のいずれかに該当するもの。 ①平成24年4月1日以降、事業に着手したもの ②平成24年4月1日から平成25年1月28日までに当該補助対象事業に係る投資計画について対外公表を行ったもの																
補助対象施設	①工場（製造業の用に供される施設） ②物流施設（自ら使用するために建設する倉庫、配送センター等） ③試験研究施設 （製造業を営む者が製品開発等に利用するための試験又は研究を行う施設） ④コールセンター等の対事業者サービス業の施設 （情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設）																
補助対象業種	①製造業のうち輸送用機械、半導体、医療福祉機器、再生可能エネルギー、農商工連携の各関連産業業種 ②企業立地促進法集積業種のうち製造業及び研究所を設置する業種 ③自ら使用するための物流施設を設置する業種 ④コールセンター、データセンター又はそれに類似している業種																
交付要件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">投下固定資産額 1億円以上</td> <td style="width: 70%;">新規地元雇用者数 5人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 10億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 10人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 50億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 50人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 100億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 100人以上</td> </tr> </table> ※補助金の交付要件は、上表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。	投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上	投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上	投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上	投下固定資産額 100億円以上	新規地元雇用者数 100人以上	投下固定資産額には、金額の1%以上、再生可能エネルギー関連施設に対する投資を行うこと。							
投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上																
投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上																
投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上																
投下固定資産額 100億円以上	新規地元雇用者数 100人以上																
補助上限額	50億円（1億円以上の投資額の事業が対象）																
補助率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">警戒区域等</th> <th style="width: 20%;">（旧緊急時避難準備区域）</th> <th style="width: 15%;">津波浸水地域</th> <th style="width: 40%;">その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>2/3 以内</td> <td>（1/2 以内）</td> <td>1/3 以内</td> <td>1/4 以内</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>3/4 以内</td> <td>（2/3 以内）</td> <td>1/2 以内</td> <td>1/3 以内</td> </tr> </tbody> </table> ※ただし、予算を上回る状況となった場合には補助率の調整を行います。	区分	警戒区域等	（旧緊急時避難準備区域）	津波浸水地域	その他の地域	大企業	2/3 以内	（1/2 以内）	1/3 以内	1/4 以内	中小企業	3/4 以内	（2/3 以内）	1/2 以内	1/3 以内	
区分	警戒区域等	（旧緊急時避難準備区域）	津波浸水地域	その他の地域													
大企業	2/3 以内	（1/2 以内）	1/3 以内	1/4 以内													
中小企業	3/4 以内	（2/3 以内）	1/2 以内	1/3 以内													
事業実施期間	原則として、平成29年3月末までに事業を完了し操業することとします。																
受付期間	平成25年4月22日（月）～平成25年5月24日（金）正午まで																
その他	申請する企業は、事業内容、投資計画、雇用計画等について事前に県に相談をお願いします。																